

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2019-8555(P2019-8555A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-123692(P2017-123692)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/06 (2012.01)

G 07 D 9/00 (2006.01)

G 06 Q 40/02 (2012.01)

G 07 F 19/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 20/06 3 0 0

G 07 D 9/00 4 5 1 C

G 06 Q 40/02

G 07 D 9/00 4 7 6

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月16日(2020.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積立金のチャージが可能、積立金の使用が制限され、かつ定期的な預金が可能で、識別番号が記録されたICカードと；

各前記ICカードの前記識別番号と、前記ICカードの所有者によりチャージされたチャージ金額とチャージ時刻、積立金の残高及び、前記ICカードの所有者の預金口座番号とを関連付けて記録するチャージ情報データベースと；

前記ICカードから識別番号を読み取り、かつチャージ時のチャージ金額とチャージ時刻を検出して、前記チャージ情報データベースに前記チャージ金額と前記チャージ時刻を前記識別番号及び前記預金口座番号に関連付けて書き込むための指示信号を出力するチャージ端末と；

前記指示信号を受けて、前記チャージ情報データベースに前記チャージ金額と前記チャージ時刻を前記識別番号及び前記預金口座番号に関連付けて書き込み、前記チャージ端末と前記チャージ情報データベースを管理及び制御するチャージ管理サーバとを備え；

前記チャージ管理サーバは、通信ネットワークを介して前記チャージ端末と通信接続され、前記チャージ情報データベースに通信接続され、前記チャージ情報データベースに記録された前記ICカードの所有者により積立てられた前記積立金の残高から、各前記ICカードについて予め定められた定期的な時期に予め定められた金額を差し引き、前記ICカードの所有者の預金口座番号に係る預金口座に、前記予め定められた定期的な時期に前記予め定められた金額を振り込むように処理することを特徴とする；

電子預金システム。

【請求項2】

請求項1に記載の電子預金システム用のチャージ管理サーバであって；

各前記ICカードのチャージ状況を管理するチャージ管理部と；

各前記ＩＣカードの預金状況を管理する預金部と；

各前記ＩＣカードの所有者に認証を行う認証部と；

前記チャージ管理サーバ自体、前記チャージ情報データベース、及び前記チャージ端末を制御して、電子預金システムにその機能を実現させるための制御部とを備えることを特徴とする；

電子預金システム用のチャージ管理サーバ。

【請求項3】

請求項1に記載の電子預金システム用のチャージ端末であって；

請求項1に記載のＩＣカードを検出可能であり、検出された前記ＩＣカードから情報の読み出しを行うカード検出部と、

前記チャージに際して、チャージ金額に相当する紙幣及び／又は貨幣を入金するチャージ金銭入金部と、

前記カード検出部で前記ＩＣカードが検出された際に、案内画面に前記チャージの案内情報を表示してチャージを促し、前記チャージ金銭入金部に前記チャージ金額に相当する紙幣及び／又は貨幣が挿入された後で、釣銭が生じた場合は清算された後に、前記案内画面で前記ＩＣカードの所有者が設定したチャージ金額と入金された前記紙幣及び／又は貨幣の金額が一致した時に、チャージが完了した旨を表示する表示部と、

前記チャージが完了した時に、前記チャージ管理サーバに対してチャージ時のチャージ金額とチャージ時刻を前記チャージ情報データベースに書き込むように指示する書き込み指示部とを有することを特徴とする；

電子預金システム用のチャージ端末。

【請求項4】

請求項1に記載の電子預金システム用のチャージ情報データベースであって；

積立金のチャージが可能、積立金の使用が制限され、かつ定期的な預金が可能な各ＩＣカードの識別番号と前記ＩＣカードの所有者によりチャージされたチャージ金額とチャージ時刻、前記ＩＣカードの所有者の預金口座番号、前記預金口座番号に係る預金口座への預金金額と預金時刻、積立金残高が関連付けて記録されることを特徴とする；

電子預金システム用のチャージ情報データベース。

【請求項5】

請求項1に記載の電子預金システム用のＩＣカードであって；

前記識別番号が記録され、

前記チャージ管理サーバにより、予め定められた定期的な時期に予め定められた金額が積立金残高から差し引かれ、同時に前記ＩＣカードの所有者の預金口座番号に係る預金口座に前記定められた金額が振り込まれることを反映して、当該ＩＣカードにより、前記予め定められた定期的な時期後に前記チャージ端末にアクセスした時に、前記積立金残高から差し引かれた金額と時刻、前記預金口座に振り込まれた金額と時刻、新たな積立金残高が当該電子預金システムにおいて表示可能になることを特徴とする；

電子預金システム用のＩＣカード。

【請求項6】

前記ＩＣカードの所有者の預金口座番号、及び

前記チャージに際して前記チャージ端末からチャージされたチャージ金額とチャージ時刻と積立金残高が記録されることを特徴とする；

請求項5に記載の電子預金システム用のＩＣカード。

【請求項7】

前記予め定められた定期的な時期が月末、各月で同じ日付の日又は各月で同じ曜日で同じ番目の日のいずれかであり、差し引かれる前記予め定められた金額が積立金残高である；

請求項1に記載の電子預金システム。

【請求項8】

前記予め定められた定期的な時期が月末、各月で同じ日付の日又は各月で同じ曜日で同

じ番目の日のいずれかであり、差し引かれる前記予め定められた金額が積立金残高から一定の金額を差し引いた額である；

請求項 1 に記載の電子預金システム。

【請求項 9】

前記使用の制限は積立金の使用を禁止するものである；

請求項 1 に記載の電子預金システム。

【請求項 10】

前記使用の制限は積立金残高を一定の金額より少なくする使用を禁止するものである；

請求項 1 に記載の電子預金システム。

【請求項 11】

前記 I C カードの所有者が子供の場合に、当該子供の親又は保護者が前記チャージ管理サーバにスマートフォン又はパーソナルコンピュータからアクセスした場合に、当該子供が所有する I C カードのチャージ状況及び／又は預金状況を閲覧可能である；

請求項 1 に記載の電子預金システム。

【請求項 12】

前記 I C カードの所有者が子供の場合に、当該子供の親又は保護者が親用又は保護者用の I C カードを所有でき、前記親用の I C カードを前記チャージ端末のカード検出部に提示して前記チャージ管理サーバにアクセスした場合に、当該子供が所有する I C カードのチャージ状況及び／又は預金状況を閲覧可能である；

請求項 1 に記載の電子預金システム。

【請求項 13】

前記認証部は、前記 I C カードの所有者が子供の場合に、当該子供の親又は保護者の認証を行い；

前記制御部は、当該子供の親又は保護者からアクセスがあった場合に、当該子供が所有する I C カードのチャージ状況及び／又は預金状況を閲覧可能とする；

請求項 2 に記載の電子預金システム用のチャージ管理サーバ。

【請求項 14】

前記認証部は前記 I C カードの所有者が子供の場合に、前記 I C カードの所有者の認証及び当該子供の親又は保護者の認証を行い；

前記制御部は、当該子供の親又は保護者からアクセスがあった場合に、当該子供が所有する I C カードのチャージ状況及び／又は預金状況を調整可能とする；

請求項 2 又は請求項 13 に記載の電子預金システム用のチャージ管理サーバ。

【請求項 15】

積立金のチャージが可能、積立金の使用が制限され、かつ定期的な預金が可能な I C カードと；

各前記 I C カードの識別番号と、前記 I C カードの所有者によりチャージされたチャージ金額とチャージ時刻及び、前記 I C カードの所有者の預金口座番号とを関連つけて記録するチャージ情報データベースと；

前記 I C カードから識別番号を読み取り、かつ入金の際のチャージ金額とチャージ時刻を検出して、前記チャージ情報データベースに前記チャージ金額と前記チャージ時刻を前記識別番号及び前記預金口座番号に関連付けて書き込むための指示信号を出力するチャージ端末と；

前記指示信号を受けて、前記チャージ情報データベースに前記チャージ金額と前記チャージ時刻を前記識別番号及び前記預金口座番号に関連付けて書き込み、前記チャージ端末と前記チャージ情報データベースを管理及び制御するチャージ管理サーバとを備える電子預金システムを用いる電子預金方法であって；

前記 I C カードの所有者にチャージを行わせる第 1 の工程と；

前記定期的な預金を行う第 2 の工程とを備え；

前記第 1 の工程は、

前記 I C カードを前記チャージ端末のカード検出部で検出する工程と；

前記カード検出部にて前記ＩＣカードから識別番号を読み出して、前記チャージ管理サーバに送信し、ユーザ認証を行う工程と；

案内画面に前記チャージの案内情報を表示して前記ＩＣカードの所有者にチャージを促す工程と；

前記チャージ端末のチャージ金銭入金部に前記チャージ金額に相当する紙幣及び／又は貨幣が挿入され、前記案内画面で前記ＩＣカードの所有者が設定したチャージ金額と入金された前記紙幣及び／又は貨幣の金額を比較する工程と；

前記比較する工程の後で、釣銭が生じた場合には清算された後に、前記ＩＣカードの所有者が設定したチャージ金額と挿入された前記紙幣及び／又は貨幣の金額が一致した時に、チャージが完了した旨を表示部に表示する工程と；

前記管理サーバが前記チャージ金額と前記チャージ時刻と積立金残高をチャージ情報データベースに書き込む工程とを備え；

前記第2の工程は、

前記チャージ管理サーバは、各前記ＩＣカードについて予め定められた定期的な時期に、前記チャージ情報データベースに記録された前記ＩＣカードの所有者により積立てられた積立金の残高から、予め定められた金額を差し引き、前記ＩＣカードの所有者の預金口座番号に係る預金口座に、前記予め定められた定期的な時期に前記予め定められた金額を振り込むための処理をする工程を備えることを特徴とする；

電子預金方法。

【請求項16】

請求項15に記載の電子預金方法をチャージ管理サーバに実行させるための、チャージ管理サーバ読み取り可能なプログラム。